

令和3年度京都府福祉人材育成認証制度コンサルティング事業等業務 についての質疑・回答

質問1

「特定処遇改善加算及び処遇改善加算取得特別支援」業務に係る経費見積額について
内容：

令和3年度京都府福祉人材育成認証制度コンサルティング等事業の別紙1「企画提案仕様書」の「第2 業務内容_8 特定処遇改善加算及び処遇改善加算取得特別支援」業務に要する経費見積額について確認したい。

説明会において、財源が異なることから様式2「価格提案書(見積書)」作成の際、「特定処遇改善加算及び処遇改善加算取得特別支援」の業務に要する経費見積額について、経費見積額総額の6分の1(約10,000千円)を目安に提案するよう説明されていたが、経費見積額総額の6分の1(約10,000千円)程度配分する必要があるのか、それとも10,000千円未満であれば金額は問わないという理解でよいか。

回答：

様式2「価格提案書(見積書)」を作成する際の経費見積額内訳について、「特定処遇改善加算及び処遇改善加算取得特別支援」業務に係る経費については、経費見積額総額の6分の1(約10,000千円)を目安にご提案をお願いします。当該業務に係る経費が10,000千円未満でもかまいません。

当該業務は、財源を国庫補助金としており、協議が必要であることから、本件委託事業においても国庫内示に応じた内容とすることとなります。

なお、当該業務に限らず、本事業のいずれの業務について、契約の相手方候補者選定後に、委託内容や経費等について、再度調整を行った上で協議が整った場合に、委託契約を締結することとなります。具体的には、企画提案における「価格提案書(見積書)」をそのまま採用することではなく、当該契約の価格等の妥当性について、十分に検討を行った上で契約を締結することとなりますのでご注意ください。

(「公募要領」「10 契約手続_1)」に記載のとおり)

また、委託契約締結後であっても、当該業務の国庫補助金の内示額が協議額を下回った場合には、委託契約について減額の変更契約を行うこととしています。

(別紙1「企画提案仕様書」の「第5 その他」を参照)

質問 2

本事業における各業務の経費見積額内訳について

内容：

令和3年度京都府福祉人材育成認証制度コンサルティング等事業の各業務（「宣言事業所支援事業」「認証事業所支援事業」「上位認証審査事業」等々）について、経費見積額内訳の配分について指定はあるか。

回答：

各業務について、経費見積額内訳に特段の指定はありません。

ただし、各業務について、別紙1「企画提案仕様書」に記載の業務内容や年間目標数値を確認いただき、本事業の趣旨に沿った事業を効果的・効率的に展開するとともに、年間目標値を達成できるような提案をお願いします。

なお、別紙2「企画提案書作成要領」を確認いただき、「第2 企画提案書の記載内容_2 業務内容」の項目に沿った内容で企画提案書を作成いただき、それに沿った区分で、「価格提案書(見積書)」を記載してください。

また、本事業のいずれの業務についても、契約の相手方候補者を選定後に、委託内容や経費等の各業務の詳細について、再度調整を行った上で協議が整った場合に、委託契約を締結することとなります。具体的には、企画提案における「価格提案書(見積書)」をそのまま採用することではなく、当該契約の価格等の妥当性について、十分に検討を行った上で契約を締結することとなりますのでご注意ください。

(「公募要領」「10 契約手続_1」に記載のとおり)